

令和6年度予算編成方針

日本の経済の現状と見通し

国は、6月の月例経済報告で、「景気は緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とした一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と警戒感を示した。

本町の財政状況と今後の財政見通し

本町の令和4年度決算において、歳入では、前年度比2億8,191万1千円の増額となった。主な要因としては、町税における新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の終了や工場等の新築による固定資産税の増加及び石浜地区に令和5年4月に開業した私立保育園の建設に対する補助金等による県支出金の増加等に伴うものである。

歳出では、前年度比8億9,326万円の増額となった。主な要因としては、土木費で公園整備事業費、教育費で中学校施設整備費、災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業費の増加によるものである。

一般会計の実質収支は5億5,758万1千円の黒字となり、令和4年度決算の財政調整基金の残高は25億739万8千円で、令和3年度決算に比べ3億3,925万9千円の増額となり、令和4年度決算の起債残高は、町全体で136億2,100万4千円となり、前年に比べ9億6,864万5千円減少している。

財政の弾力性を示す経常収支比率は86.6%であり、依然として硬直化が見られる。

今後の財政見通しとしては、令和5年度の町税は、企業収益の回復基調に伴う給与収入の増加等による町民税の増収、工場の新築等による固定資産税の増収が見込まれる。

一方、歳出面では、社会保障関係経費及び公共施設個別施設計画等に基づいた投資的経費の増加が見込まれる。また、6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」ではGX、DXの加速やこども・子育て政策の抜本的強化により少子化トレンドを反転させる等の課題に対応すること、コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していくことなどが謳われており、地方自治体も同方針に沿った対応が求められる。

これらを踏まえると、歳入においては、増加傾向が見込まれるものの、将来的な歳出を鑑みれば、引き続き歳入確保と歳出削減を進める必要があるため、創意工夫による歳入確保に一層努めるとともに、歳出全般にわたる見直しを進め、EBPMやPDCAの取組を推進し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立していく必要がある。

予算編成の基本方針

中・長期的な財政運営に配慮しつつ、財源の確保に最大限努力する一方、将来負担を極力減少させるため、事務事業の必要性を見直すとともに、歳出の抑制に取り組み、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、「第6次東浦町総合計画～つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち東浦～」の実現を目指し、次の事項に留意のうえ、予算編成にあたることとする。

1 令和4年度決算の状況、令和5年度予算の執行状況を分析し、予算に反映させること。また、これまでの行政評価、内部評価・外部評価で、廃止又は縮小と判定された事業については、速やかに対応すること。行政評価において総合評価がAの事業についても、再度その必要性を検証すること。

2 第6次総合計画第5次実施計画に基づいて、予算計上すること。実施計画裁定額以内の計上であっても、財源状況によっては、全事業が削減対象であることを理解し、予め各課等で事業の見直しや事業の優先順位を考えておくこと。

なお、実施計画に計上されていない新規事業については、原則認めない。検討の結果、必要な場合は既存事業の見直し及び優先順位の低い事業の削減、翌年度以降への見送り等財源を確保することを前提とすること。

また、公共施設個別施設計画等に基づいた施設や設備の計画的な維持管理、更新を行うこと。

3 早急に解決すべき懸案事項、決算において指摘された事項、予算査定又は執行の際に指摘を受けた事項については、十分検討を加え改善すること。また、議会及び監査委員からの指摘・要望事項についても慎重に検討した上で対処すること。

4 国、県をはじめ、他の団体等の助成制度などの財源の発掘に努めること。

なお、補助事業といえども町負担は必ず有るため、計上に当たっては事業の効果、影響を十分に検討し、補助金があるからと安易に継続しないこと。

5 経常経費について、事業規模や数量等の見直しを行い、必要最小限の経費となるように努めること。特に旅費、消耗品については、金額の大小に係わらず真に必要なものであるか精査した上で、前年度予算額を上回らないように計上すること。また、前年度に10万円以上の不用額が出ているものについて、原因をよく精査し、不用額が出ることのないよう計上すること。精査されていない場合は財政課にて削減する。

6 スクラップ&ビルドを徹底すること。人的資源も財源も有限であることから、新規事業（実施計画に計上する事業及び実施計画に計上する規模ではない取組み程度のものなど、新たに始めるすべてのものを言う。以下この項において同じ。）を始めるに当たっては、既存業務の効率化による生産性向上により、新規事業を開始しても現状の業務量やコストを維持できるなどの事情がない限り、何かを「やめる」ことを前提に考えること。

7 AI など新たな技術に着目し、社会変容に対応した予算とするよう努めること。

- 8 特別会計及び企業会計にあっても、一般会計に準じて編成することとするが、その会計の設置の趣旨等を十分に踏まえ、独立採算性の原則、財政健全化からその内容等を精査検討し、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、健全運営がなされるように努めること。